

# 高松空港特定空港運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成28年10月28日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
1	募集要項	周辺地域の定義について	3	2	(3)	「空港周辺地域の活性化を推進」とありますが、空港周辺地域とは具体的にどの範囲を指しているのか教えてください。具体的市町村名でお答えいただければと存じます。	高松空港の周辺地域と合理的に判断される範囲であり、具体的な市町村を特定することは致しません。	
2	募集要項	運営権者譲渡対象資産	5	2	(7)	A)	資金調達計画の参考として、現時点もしくは把握できる限りで直近の運営権者対象資産の金額をご教示お願いします。	運営権者対象資産が何を指しているのか不明確ですが、開示資料のとおりです。
3	募集要項	オプション延長	5	2	(4)	B)	オプション延長の希望をする見込みであっても、提案書提出の段階では、言及しておく必要はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	事業期間終了時の取扱いについて	6	2	(7).D	②	「必要と認められたものを時価にて買い取ることができる」とありますが、除外資産についての基準を予め明示していただくことは可能でしょうか。	当該時点において判断することを想定しており、現時点で具体的な基準をお示しすることは致しません。
5	募集要項	ビル施設事業者株式の譲受方法	6	2	(7)	B)	ビル施設事業者株式の譲渡価格が16億5,000万円となっておりますが、譲渡価格の算定根拠についてご教示お願いします。	株主と適正な時価として合意した金額であり、算定根拠について開示する予定はありません。
6	募集要項	ビル施設の取扱い	6	2	(4)	C)	空港運営事業期間終了後、国に買い取っていただけるビル施設はどのようなものを想定していますでしょうか。空港の利便性向上、活性化に資する施設は基本的に買い取っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	国または国の指定する第三者が運営権者およびその子会社または関連会社の所有する資産のうち必要と認められたものを時価にて買い取ることを予定しています。
7	募集要項	駐車場施設の料金設定について	7	2	(8)		③駐車場施設の利用料金については、関連法令に基づく手続きに従い、自由に料金設定できるとありますので、大臣の承認その他届出等は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	募集要項	事業終了時の資産の取扱い	7	2	(7)	D)-②	運営事業終了時に保有資産を第三者が時価で買い取ると記載がありますが、簿価以上での買取と変更することはできますでしょうか。	変更できません。
9	募集要項	東南海地震・南海地震等に対する滑走路等の耐震化について	8	2	(10)		東南海地震・南海地震等に対する滑走路等の耐震化は国において終わっていると考えてよろしいでしょうか。或いは運営管理者の検討及び対策が必要でしょうか。	インフォメーションパッケージをご参照ください。なお、耐震化対策工事は国において順次実施しており、現時点においては、事業開始までには終了している予定です。
10	募集要項	航行援助施設利用料及び航空燃料譲与税について	8	2	(10)		現在、航空会社から徴取している航行援助施設利用料及び航空機燃料譲与税から高松空港運営者に対する配分はあるのでしょうか。あるとすればどれくらいでしょうか。	航行援助施設利用料及び航空機燃料譲与税の運営権者に対する配分はありません。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
11	募集要項	着陸料等を収受できない場合	8	2	(10)	A)-①-(iii)・脚注4 着陸料等を収受できないとされている、募集要項2.(10)A)①(iii)・脚注4(8頁)記載の各場合について、その回数や時間帯が分かる資料を開示頂くことは可能でしょうか。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
12	募集要項	本事業の範囲について	9	2	(10)	E 「優先交渉権者が出資する会社(運営権者及び運営会社子会社を除く。)は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。」と記載がございますが、本事業は、審査において提案及び評価の対象外であるという認識で合っておりますでしょうか。また、優先交渉権者選定基準に記載のある「地域の魅力向上に関する提案」につきましても、優先交渉権者または優先交渉権者が出資する会社(運営権者及び運営会社子会社を除く。)が実施する事業は提案及び評価の対象外という認識で合っておりますでしょうか。	「優先交渉権者が出資する会社(運営権者及び運営会社子会社を除く。)は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。」は、本事業に出資する会社の事業活動が縛られるものではないことを入念的に記述したものであり、提案内容や審査における評価基準について記述したものではありません。例えば、「地域の魅力向上に関する提案」項目については、実現可能性を踏まえて評価対象になり得ます。
13	募集要項	航空機騒音障害防止法への対応	9	2	(10)	C どのような状況に至った場合、特定飛行場の指定を受けることになるのでしょうか？	将来における騒音が、法令で定める一定値を超えて継続している場合であり、関係地方公共団体や近隣住民からは正要望が国に出される場合、国によって総合的に判断されることとなります。
14	募集要項	航空機騒音障害防止法への対応	9	2	(10)	C 特定飛行場に指定されたことによる環境対策事業の増加費用は国で負担頂けるのでしょうか？	運営権者が実施する義務を負う事業・業務として運営権者が負担することになります。
15	募集要項	空港用地外の任意事業	9	2	(10)	E 優先交渉権者が出資する会社(運営権者及び運営権者子会社等を除く)が空港用地外で行う任意事業とは、様式B2-3空港用地外の事業者との連携提案と同一でしょうか？	「優先交渉権者が出資する会社(運営権者及び運営会社子会社を除く。)は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。」は、本事業に出資する会社の事業活動が縛られるものではないことを入念的に記述したものに過ぎません。
16	募集要項	空港用地外の任意事業について	9	2	(10)	E 『優先交渉権者が出資する会社は、空港用地外において任意で事業を行うことができる』と記載ありますが、用地外において地域を活性化させる不動産開発(空港周辺の用途地域は無指定)やイベント等であれば、優先交渉権者が出資する会社が遵法性に違反しない範囲内において自由に提案・実施することが可能という認識でよろしいでしょうか。	優先交渉権者が出資する会社(運営権者及び運営権者子会社等を除く。)は、空港用地外において任意で事業を行うことができます。
17	募集要項	貨物に関するデータ	10	2	(10)	貨物ビル施設事業とありますが、高松空港で取り扱っている貨物の品目別の数量や重量、行き先といった詳細データをご教示いただけないでしょうか。	第二次審査における競争的対話等(※)でご確認ください。 (※)競争的対話等には、第二次審査における追加の資料開示・関係部署へのヒアリング・担当部局との競争的対話・現地調査等を含む。以下同じ。
18	募集要項	駐車場施設の更新投資の取扱い	10	2	(13)	A 駐車場施設の立体化は、運営権対象施設の「建設(新規投資)及び改修」ではなく「維持管理(更新投資)」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
19	募集要項	駐車場施設の複合施設化	10	2	(13)	A)	運営権設定対象施設である現状の駐車場施設について、商業施設等と一体化した立体駐車場を含む複合施設として建設し、ターミナルビルとペDESTリアンデッキ等で連結することは認められるでしょうか。	要求水準に抵触しない限り、制限するものではありません。
20	募集要項	駐車場施設の改修等	10	2	(13)	A)	運営権設定対象施設である駐車場施設について、例えば立体駐車場化することは認められませんか。	立体駐車場化することは禁止しておりません。
21	募集要項	歩道ルーフ等の撤去	10	2	(13)	B)	横断歩道ルーフ、歩道ルーフについて撤去することは認められますでしょうか。	要求水準書（案）の記載にしたがって適切に対処してください。
22	募集要項	国から運営権者への職員派遣	12	2	(15)		募集要項説明会では派遣可能な職員は最大11人との説明がございましたが、この点、改めて確認をお願いします。	インフォメーションパッケージをご覧ください。
23	募集要項	運営権等の対価の支払時期	12	2	(16)		運営権者が支払う本事業の対価（①ビル施設事業者の株式取得対価、②譲渡対象資産取得対価、③運営権対価）について、現時点で想定されている具体的な支払時期はございますでしょうか。	現時点で特に想定している具体の期日はありませんが、①については、ビル施設事業の運営開始まで、②③については、空港運営事業の運営開始までと考えております。
24	募集要項	応募者の参加資格要件	13	3	(1)		第一次審査で非選定になった応募企業又はコンソーシアム構成企業が、第二次審査にかかる間、他の特定の応募企業又はコンソーシアムへの支援・協力を行なうことは可能でしょうか。	支援・協力が何を指すか不明確ですが、第一次審査で非選定になった応募企業又はコンソーシアム構成企業が、第二次審査にかかる間、第一次審査を通過した他応募企業又はコンソーシアムの応募アドバイザー又は協力会社になれるか、という質問であるとすれば、否定されません。
25	募集要項	応募者の参加資格要件について	13	3	(1)	A)-⑥	念のための確認ですが、A社が構成員としてコンソーシアム①に参加しているとして、A社にとって「資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者」であるB社が、他のコンソーシアム②に構成員として参加することは「禁止」という理解でよろしいでしょうか。	法令に反しない限り、禁止ではありません。
26	募集要項	応募者の参加資格要件について	13	3	(1)	A)-⑥	構成員A社があるコンソーシアム①に参加しているとします。構成員A社が33.4%を出資するB社が、ファンド（LPS）を運用しており、そのファンドが、他のコンソーシアム②に対し、無議決権株式若しくはローンといった形で資金提供を行う、又は協力企業として参加することは「自由」という理解でよろしいでしょうか。その場合、審査におけるマイナス評価もないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	募集要項	応募者の参加資格要件について	13	3	(1)	A)-⑥	構成員A社があるコンソーシアム①に参加し一次審査にて落選したとします。構成員A社が二次審査プロセスにおいて、コンソーシアム②に協力企業として参加することは「禁止」という理解でよろしいでしょうか。	禁止されておりません。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
28	募集要項	応募者の参加資格要件	13	3	(1)	B)⑧	「審査委員会の委員が属する法人」とは、日本国については、「国家行政組織法第3条第2項に規定する国の行政機関及び内閣府とする」とありますが、これは、当該規定に定める行政機関及び内閣府を単一の法人として扱うという意味でしょうか、あるいはそれぞれ個別の法人として扱うという意味でしょうか。例えば、本件において、財務省は、審査委員会の委員が属する法人に該当しますか。	それぞれ個別の法人として扱います。なお、本件において、財務省は委員会の委員が属する法人に該当しません。
29	募集要項	応募者の参加資格要件について	14	3	(1)	B)-①	予算決算及び会計令第71条には「公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき」という談合の禁止に関する事項がございます。 構成員の100%子会社、または構成員が過半数の議決権を保有する会社が、過去3年以内に談合により、独占禁止法違反で排除措置命令、課徴金納付命令を受けた場合には、親会社も同等の責任があるものとして、本件への参加は不可となりますでしょうか。もし、欠格にあたらなるとするどのような理屈でしょうか。(運営権者SPCについては構成員の100%子会社による出資が認められる、すなわち100%子会社は親会社と団体とみなされる考え方との整合性について)	予算決算及び会計令第71条のとおりです。
30	募集要項	参加資格について	14	3	(1)	B)	本参加資格に関しては、応募企業及び構成員に適用されるものであり、出資を伴わない企業（協力企業等）については適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	募集要項	参加資格について	14	3	(1)	B)④	本事業は、建設工事入札の事業ではないため、本項目で規定されている指名停止措置に関しては、工事による死亡事故など事業運営や営業行為に関係ない事由での指名停止措置に関しては除外していただけないでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
32	募集要項	応募者の参加資格要件について	15	3	(1)	B)-⑩	エアラインによる本件関与は不可とのことですが、以下のような企業は本件の構成員または代表企業になれるでしょうか。 ①エアラインA社があり、その株主は海外エアラインB社が33.3%、国内エアラインC社が33.3%、民間企業のD社とE社が各16.7%を保有しているとした場合、「エアラインA社の議決権の15%以上を保有している」ということでこのD社またはE社は本件に参加可能でしょうか？それともエアラインの関連会社とみなされますでしょうか？ ②また、D社が株主との間で経営にかかわる意思決定に関する株主間契約を結んでいる場合、または、役員を派遣している場合には、D社は本件には参加可能でしょうか？それともエアラインの関連会社とみなされるのでしょうか。	D社・E社が航空運送事業者の親会社・子会社・関連会社でない限り、参加することは可能です。
33	募集要項	開示資料に関する手続きについて	17	3	(2)	(E)	高松空港の維持管理運用等に関する外注の内容（事項・金額等）の資料開示は可能でしょうか。	開示資料「庁費等の1件別明細」をご確認ください。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
34	募集要項	公務員のSPCへの出向要請について	18	2	1	15)	運営権者は国職員の派遣を要請した場合、その人件費はSPCの負担となる、とありますが、出向の場合も同じ取扱いになるのでしょうか。事業収支作成にも関わる故、急ぎでの回答願います。	派遣する国職員の人件費はSPCの負担となります。
35	募集要項	開示資料について	19	3	(2)	E)	商業施設に関して 以下の資料やデータを開示いただくことは可能でしょうか。 ・テナントとの個別契約書 ・テナント毎の利用者数 ・テナント毎の売上データ	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
36	募集要項	開示資料について	19	3	(2)	E)	駐車場に関して 以下の資料やデータを開示いただくことは可能でしょうか。 ・収入の内訳（時間貸、月極） ・年度別利用台数 ・駐車時間（或いは日数）毎の利用台数 ・時間毎の在車台数 ・月極契約台数 ・駐車場平面図面 ・GGプレーンズへの委託契約	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
37	募集要項	開示資料について	19	3	(2)	F)⑦	参考資料集として開示いただく資料について、構内営業者のうち物販、飲食の事業者における日時での売上データがございましたら、開示いただけませんか。よろしく願いいたします。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
38	募集要項	第二次審査における開示資料等	20	3	(2)	H)	募集要項3.(2)H)（20頁）に定める第二次審査参加者による現地調査・関係者へのヒアリング等に関し、現段階で想定される範囲で概要をご教示下さい。	第一次審査書類を提出した応募企業又は代表企業に対して、第一次審査書類提出後速やかに開示する予定です。
39	募集要項	応募アドバイザー	20	3	(1)	H)	応募アドバイザーの定義をお願いします。	応募アドバイザーとは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者をいいます。
40	募集要項	応募アドバイザー	20	3	(1)	H)	応募アドバイザーとはコンソーシアムが起用する弁護士、会計士、各種コンサルタントも含まれるのでしょうか？	応募アドバイザーとは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者をいいます。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
41	募集要項	SPCについて	24	3	(4)	D)	<p>運営権者になるSPCは株式会社との規定ですが、その資金調達として、一定程度は匿名組合出資による調達を行ったとしても（例：ローン60%、匿名組合出資35%、普通株式5%）、議決権のある普通株式が全て代表企業または構成員からの出資である場合（いわゆるKK-TKスキーム）、審査においてマイナスの評価はあり得ますでしょうか。以下の2つのケースに場合分けした上でご教示ください。</p> <p>①匿名組合出資のすべてが代表企業または構成員からの出資である場合 ②匿名組合出資が外部投資家からの出資である場合。但し、あくまでこの外部投資家は経済権益を持つのみであり、会社の議決権行使、意思決定は代表企業または構成員のみによってなされるものとします。</p>	匿名組合出資による資金調達を行うことのみをもって、審査においてマイナス評価になることはありません。
42	募集要項	運営権者譲渡対象資産の予定価格	25	3	(4)	H)	国が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した運営権者譲渡対象資産の予定価格について、公表される時期をご教示下さい。	予定価格の公表は予定しておりません。
43	募集要項	提案内容履行義務	27	3	(5)	D)⑤	「国に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う」とありますが、義務を果たせなかった場合に何らかの罰則等が課されることとなりますでしょうか。	実施契約書（案）第57条第2項第12号に記載のとおり、提案事項は義務となります。提案事項の義務を果たせない場合は、同第68条第2項第1号に違反するものとして、催告解除及び損害賠償の対象となります。
44	募集要項	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	29	4	(1)	C)	『国は今後RESA対策工事を行う予定』と説明あるが、国が行おうとしている工事の概要、工事時期ならびにそのコストについてご教示願いたい。	RESA対策については現在検討中であり、第二次審査にて開示予定です。
45	募集要項	国が実施する予定の工事について	29	4	(1)	C)	当該項目等の国が実施する予定の工事を施工する事業者に起因して、空港の運営、航空機の運航に支障が生じた場合の損害賠償請求に関しては、SPCから一義的に国に行うことができると理解してよろしいでしょうか。	原因に応じて、運営権者の側でご判断いただく事項になります。
46	募集要項	運営事業開始時に実施している工事	29	4	(1)	C)	運営事業開始の前後に跨って国が実施する工事はございますでしょうか。もし工事が運営権者に承継される場合、工事費用等の支払負担も承継されるという理解で宜しいでしょうか。	現時点で想定しているものではありません。
47	募集要項	関係地方公共団体について	30	4	(1)	G)	関係地方公共団体とは香川県、高松市、またはそれらの両方、もしくはそれ以外の市町村も含まれますでしょうか？現在想定されている具体的な団体名についてご教示ください。	香川県と高松市になります。実施契約書（案）別紙1定義99をご参照ください。
48	募集要項	保安検査強化に伴い運営権者が行う可能性のある工事及び体制の強化	30	4	(1)	D)	「運営権者は、当該工事を行い、警備員の配置など必要な対応を行わなければならない可能性がある。」とありますが、現時点で見込んである工事の計画案はございますでしょうか、もしございましたらどの程度の費用になるかも含めご教示いただけますでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
49	募集要項	保安検査強化に伴い運営権者が行う可能性のある工事及び体制の強化	30	4	(1)	D)	「運営権者は、当該工事を行い、警備員の配置など必要な対応を行わなければならない可能性がある。」とありますが、その場合の費用については、国（場合によっては地方公共団体等）に負担していただけるという認識でよろしいでしょうか、それとも事案に応じて協議することになりますでしょうか。また、当該工事において創出された施設等についての所有者は、更新投資と同様に（実施契約第39条）、当然に国となるのという認識でよろしいでしょうか、それとも運営権者が所有することになるのでしょうか。もし運営権者が負担することになるのであれば、当該施設工事の費用等の何らかの補償（簿価相当額の支払い等）はございますでしょうか。事業収支に関わる事項であるため早期の回答をお願いいたします。	現時点において、工事の詳細は未定です。第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
50	募集要項	運営賢者の株式の新規発行及び処分について	31	4	(4)	B)	本議決権株式の新規発行及び処分については、一定の制限を課すものとする、とあるが一定の制限とはどのようなものか具体的にご教授下さい。	実施契約書（案）第57条第2項及び基本協定書（案）第6条第2項をご覧ください。
51	募集要項	運営権対象施設	33	5	(1)	⑥	空港用地が運営権対象施設となるということは、これまで駐車場事業者が駐車場用地の使用料として国に対し支払っていた国有財産使用料につきましては、運営開始後は支払いの必要なくなるという認識でよろしいでしょうか。事業収支に関わる項目ですので早期のご回答をお願いいたします。	ご理解の通りです。
52	募集要項	空港用地外で実施する事業	34	5	(2)	C)	空港用地外においても空港運営等事業、空港航空保安施設運営等事業、環境対策事業、その他附帯する事業を実施することが求められるとありますが、環境対策事業以外では、運営権者が提案する、あるいは必要と考える事業や業務と理解してよろしいでしょうか？	要求水準書(案)をご確認ください。環境対策事業以外でも、要求水準書上、空港用地外にて実施されることが想定される業務については、空港用地外で実施することが運営権者の義務となります。
53	募集要項	更新投資と新規投資について	37				エプロンの増設は更新投資、エプロンの新設は新規投資となっておりますが、具体的に両者の違いはどのように解釈すればよろしいでしょうか。例えば、既存のエプロンに接続する形で追加する場合は増設と考えてよろしいでしょうか。	「滑走路の新設」が新規投資であるとともに、「それに伴う着陸帯、誘導路及びエプロンの新設並びに飛行場灯火、制御装置及び電源設備の新設」することが新規投資に該当する限定列挙になります。
54	公共施設等運営権実施契約書（案）	ビル施設事業者株式の取得及び事業引継	9	第9条	1	(4)	運営権者は自ら又はビル施設事業者をして、必要な契約等の承継を行うことですが、ビル施設事業者が締結している既存の契約について、承継前に契約条件の変更や終了を希望する場合、かかる対応について、優先交渉権獲得後にご相談させて頂く事は可能でしょうか？	実施契約を含む募集要項等の上で承継・維持が義務付けられている以外の契約については、要求水準の未達とならない範囲において、優先交渉権獲得後に優先交渉権者とビル施設事業者と協議の上で必要に応じて変更・終了することは可能です。
55	公共施設等運営権実施契約書（案）	ビル施設等の瑕疵	9	3			ビル施設の瑕疵、ビル施設事業の偶発債務も含めて開示資料から判断できない事実が存在した場合であっても国に対して補償等の請求を行ってはならないとありますが、元株主等に対しては請求することはできるのでしょうか？	株式譲渡予約契約書に記載のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
56	公共施設等運営権実施契約書(案)	空港運営事業の承継等	12	第15条		空港運営事業の承継等に関し、実施契約書(案)上、国の義務が何ら記載されていないが、例えば、第15条第1項に記載されている項目に係る国側の行為などについて、国の義務として記載頂くことはできないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。なお、第15条第3項に記載のとおり、国は空港運営事業の承継等に必要かつ可能な範囲で協力するものとします。	
57	公共施設等運営権実施契約書(案)	瑕疵について	12	第16条	1	-	経年劣化は瑕疵に該当しないということですが、経年劣化した結果として要求水準を下回っている場合は、瑕疵に該当しないという解釈でしょうか。	事業期間開始前における何らかの理由(経年劣化を含む)により、事業期間開始時点において要求水準を下回っている場合には、その他の瑕疵の定義を充足する場合において、瑕疵に該当することになります。
58	公共施設等運営権実施契約書(案)	空港運営事業の承継等	12	第15条	1	-	承継対象契約について、契約相手方の承諾の取得についても運営権者の義務になっているように見えますが、契約相手方からの承諾の取得は、国と協力して取得すべきものであり、取得できない場合に、運営権者がその責任を負担することは、不合理かと思われますので、承諾の取得については、国及び運営権者双方が取得できるよう相互に協力するという努力義務にして頂けますようお願い致します。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。なお、第15条第3項に定めるとおり、国は契約の承継を含む空港運営事業の承継等について必要かつ可能な範囲で運営権者に協力します。
59	公共施設等運営権実施契約書(案)	空港運営事業の承継等	12	第15条	5	-	承継対象契約について、事業開始予定日までに契約の相手方から承諾が得られなかった場合の当該承継未了の契約の取り扱いについて明確にして頂きますようお願い致します(当該契約から発生する債権債務の精算等を含みます)。	実施契約書(案)に記載のとおり、契約相手方の承諾の取得は運営権者の義務となります。
60	公共施設等運営権実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	12	第16条	1	-	瑕疵から運営権者に発生した損害について補償するものとされていますが、当該損害には、相当因果関係の範囲であれば、逸失利益等も含まれるという理解で宜しいでしょうか？	当該損害又は費用の原因との間に相当因果関係が認められる範囲のものであれば、含まれる場合があるものと考えられます。
61	公共施設等運営権実施契約書(案)	瑕疵担保について	12	16条			瑕疵による損失の補償について、空港運営事業期間を延長する場合も含むとありますが、運営権者側として全て金銭補償、又は事業期間の延長を含めた補償等を選択できる権利はあるのでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、合意延長することは「両者の合意」がある場合のみ認められるものであり、かかる「両者の合意」がない場合には、国は「運営権対価の金額を上限として補償する方法により」補償することになります。
62	公共施設等運営権実施契約書(案)	空港用地等に対する使用権の設定	15	第6章	第20条		1.VDRにてご開示頂いた資料「既存使用許可対象土地の位置情報」に記載の内容を拝見すると、民間は有償転貸、公共は無償転貸と理解しております。民営化後、当該土地の転貸先から拡張或いは撤収等の考えが出た場合、運営権者が判断するのでしょうか。 2.航空保安協会が実施している業務は、民営化後、運営権者の業務に含まれるのでしょうか、或いは、国の事業になるのでしょうか。	1.ご理解のとおりです。(なお、公共にも一部有償転貸があります(実施契約書(案)別紙9をご参照ください。)) 2.航空保安協会が実施している業務の内容が不明確ですが、例えば、高松空港で国が航空保安協会に委託している鳥獣対策や空港消防業務は、運営権者の業務に含まれます。
63	公共施設等運営権実施契約書(案)	更新投資(運営権施設)と改修(運営権施設)について	25	第39及び第40条			ILSのCAT II化は、更新投資(運営権施設)と考えてよろしいでしょうか。	ILSは管制業務に係るものであり、国の業務になります。



(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
64	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	運営権者による整備（非 運営権施設）	25	第41 条	1	非運営権施設である旅客ビル施設内について、店舗やレイアウト等を変更することは禁止されていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
65	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	運営権者による整備（非 運営権施設）	25	第41 条	1	非運営権施設上に太陽光パネルを設置することは制限されていないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準に抵触しない限り、ご理解のとおりです。	
66	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	更新投資 (運営権施設)	25	第39 条	1	運営終了が近づいている時期等に更新投資（運営権施設）を行った場合に、当該年は費用対効果がマイナスになってしまうため、当該費用について何らかの手法（更新投資対象を便宜上簿価で評価など）で評価した金額を、運営終了時に運営権者に支払って頂く等のご対応は可能でしょうか。（税務上の費用計上方法は理解しておりますが、そのまま会計上の損益に適用するとかなり収益を圧迫致しかねないと思料します。）事業収支に大きく関わる項目ですので、早期のご回答のほどお願い致します。	できません。投資計画は、適宜オプション延長の活用も考慮して頂き、運営権者で判断してください。	
67	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	国による更新投資（運営 権施設）について	26	第42 条	1	0	国による更新投資に関して、現時点で具体的に予定されているものがあれば、その内容をご教示下さい。	開示資料2.5.0.0.0「国により実施される工事リスト(平成28年度)」をご参照ください。
68	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	国による更新投資について	26	第11 章	第42 条	3	高松空港に予定されているバイオカート導入によって、人的手当が必要になった場合の費用負担について、国の負担と考えてよろしいでしょうか。	人的手当の内容が不明確ですが、入国審査に係る人員増強は法務省の管轄になります。バイオカートの導入に伴い必然的に増加する人件費負担がある場合には、法務省で手当することになります。
69	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	国による更新投資（運営 権施設）	26	第42 条	3	-	更新投資に係る工事に瑕疵等があり、その結果、予期せず運営権者に発生した増加費用及び損害については、国において負担頂けるという理解で宜しいでしょうか？	運営権者に増加費用又は損害を与えるような更新投資を行う場合には、第42条第2項に基づく意見聴取の機会等の中で、事前に国と運営権者で協議してリスク負担などについて決定することを想定しています。
70	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	第三者に及ぼした損害につ いて	29	第50 条			リスク分担の不可抗力にあたらぬ事例についてお伺いします。例えば、豪雨により空港用地から流下する水により下流地位で被害を受けた場合、その原因が、民営化前からの雨水排水施設等の設計上の問題である場合は、国の責に帰すべき事由であり、雨水配水施設等の維持管理上の問題である場合は、運営権者の責に帰すべき事由であると考えてよいでしょうか。	運営権設定対象施設についての瑕疵担保責任等については、実施契約書（案）第16条に定めるとおりです。当該雨水排水施設等が運営権設定対象施設であって、「問題」が同条第1項に定める瑕疵に該当する場合には、国が補償を行う場合があります。
71	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	運営権設定対象施設の瑕 疵担保責任等	29	第48 条	2	-	不可抗力による障害によって発生した増加費用又は損害を回復するために必要がある場合は、合意延長が認められる余地があるとのことですが、当該損害には、相当因果関係の範囲であれば、逸失利益等も含まれるという理解で宜しいでしょうか？	当該損害又は費用の原因との間に相当因果関係が認められる範囲のものであれば、含まれる場合があるものと考えられます。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
72	公共施設等運営権実施契約書(案)	緊急事態等対応について	31	第53条			ハイジャック機が高松空港に居る、或いは着陸しようとするときの対応も第53条が適用されるのでしょうか。また、高松空港は正常で、近隣空港が大災害を受けて機能不全となった場合、救援活動の場としての提供も、代替輸送の場としての提供等についても第53条が適用されるのでしょうか。	第53条第2項に定めるとおり緊急事態等に該当するかの判断は国が行い、その判断要素は個別事案によります。ご質問の2つの場合についてはその他事情も含めて国がその時点で判断するものであり、現時点で判断できません。
73	公共施設等運営権実施契約書(案)	その他必要な措置	32	第55条	3	-	ある事業年度に赤字を計上し、その後の事業年度でも赤字となることが合理的に見込まれる場合、3事業年度の経過を待たずとも早急に協議するべきと思われるので、協議の対象に加えて頂きますようお願い致します。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
74	公共施設等運営権実施契約書(案)	安保条約等について	33	第57条	2.0	(10)	「飛行場への出入りを確保するため誠実に対応すること。」には、例えば空港内警備強化等の費用負担も含むのでしょうか。	対応に必要な費用はSPC負担となります。
75	公共施設等運営権実施契約書(案)	本契約終了による資産の取扱い	37	第64条	-	-	運営権設定対象施設に対する更新投資の契約終了時の投資残存価値について、本条2項の買取等の対象に含まれますでしょうか？ 仮に、現状の規定では含まれない場合、当該投資残存価値について、契約終了時に、国が当該価値に対応する費用を負担いただくことが公平かつ合理的と思われるので、費用負担の規定を追加いただけますようお願い致します。なお、実施方針における上記に関連する質問において、「オプション延長を考慮して運営権者で期間設定を検討ください。」という回答を頂戴しておりますが、オプション延長は1回に限られておりますし、延長期間中も必要な更新投資は継続して行うべきと思われるので、上記につきご検討頂けますようお願い致します。	契約終了時の運営権設定対象施設に対する投資残存価値は買取対象には含まれません。また、国が費用負担をすることは想定しておりません。オプション延長の活用も考慮して運営権者の判断で期間設定を検討ください。
76	公共施設等運営権実施契約書(案)	秘密保持義務	47	第90条	2	(2)②	「それら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家」には、「それら会社等」の弁護士、公認会計士、税理士以外の法令上守秘義務を負っていない応募アドバイザーは含まれますでしょうか(但し、国、運営権者、及びビル施設事業者と同一の秘密保持義務を負うことを前提とします)。含まれていない場合は、含めていただけますよう、お願い申し上げます。	含まれません。
77	公共施設等運営権実施契約書(案)	秘密保持義務	47	第90条	2	-	本事業への融資を検討する金融機関及びそのアドバイザーに対しても情報開示が可能となる建付けにさせて頂きますようお願い致します。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
78	公共施設等運営権実施契約書(案)	CIQ施設について	53	別紙1	定義集	58	仮に今後CIQ職員が常勤になった場合に想定される事務所等について、設置費用は国負担として、賃料については現契約をベースに収入を見込んでよろしいのでしょうか。	原則、他の物販・飲食店舗と同様の扱いとなります。賃料はCIQ官庁との調整により決めて頂くこととなります。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
79	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	不可抗力	55	別紙1	(86)	不可抗力に該当する事象として、先行事例である「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等」と同様、「放射能汚染」の追加を検討願います。	実施契約書（案）に記載のとおりとします。
80	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	運営権者譲渡対象 資産について	62	別紙 4-1	3	運営権者譲渡対象資産について、実施契約締結日以降に国が予算決算及び会計令に基づいて作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行うとの事ですが、国の予定価格と同額、もしくは予定価格以下での見積書を提出した場合は、物品譲渡契約は締結できないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	航空機給油サービス事業に ついて	71	別紙5- 2		協定書⑥にシェル徳発株式会社に対して、「空港運営事業期間中、同社社員が出社、退社の際の身分確認となる特例措置について定める。」とありますが、同社が航空機給油サービス事業を継続して行う予定であるという理解でよろしいでしょうか。	航空機給油サービス事業は運営権者が実施する義務を負う事業となります。但し、運営権者が航空機給油関連事業者等に対して土地貸付を行うこと等により高松空港において航空機給油サービス事業が提供されている期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負いません。この場合に、シェル徳発に対しては特例措置を定めることとしているものです。
82	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	国からの派遣内容・保安防 災及び運用	72	別紙6		保安防災及び運用職種が最大派遣要員4名となっていますが、日勤1名＋交代勤務要員3名（365日対応）を予定されていると考えてよろしいでしょうか。	運用職種については、ご理解のとおりです。保安防災職種は、現状の高松空港の要員配置を加味して4名とさせて頂いています。
83	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	国有財産 無償貸付について	78	別紙7 の 別紙1		駐車場に焦点を当てて、使用貸借の関係を整理させてください。貸付物件表におけます無償貸付の対象は工作物のみとなっております。 一方、高松空港駐車場事業調査報告書等によりますと駐車場の土地の貸付料が約9,900万円となっております。 土地の貸付料も無償で運営権者が借り受けられるとの認識でよろしいでしょうか。	駐車場の土地は運営権設定対象施設及び国有財産無償貸付契約の対象となります。
84	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	県営駐車場施設について	86	-	-	県営駐車場は有償転貸となっておりますが、現時点でその貸付金額は決まっているのでしょうか。	県営駐車場そのものではなく、県営駐車場への進入路敷地のみが有償転貸（貸付金額は現行水準）の対象です。
85	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	有償での転貸	86	別紙9	2	別紙9で有償での転貸を義務づける相手先への貸付金額の「現行水準」の考え方についてご教示ください。	現行水準とは、現在の国有財産使用料の金額と同額を指しているものではなく、現行の国有財産使用料の算定方法と同じ方法で算定することを指しています。なお、実施契約書（案）別紙9に記載のとおり、相手方と同意した場合はこの限りではありません。
86	公共施設等 運営権実施 契約書 (案)	時価の算定方法について	92	別紙1 4	1	算定式が記載されていますが、具体的な数字を入れて算出した参考シミュレーション例がございましたらご教授お願い致します。	算定方法を示したものですのでシミュレーションはありません。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
87	公共施設等運営権実施契約書(案)	時価の算定方法について	92	別紙14	2		上記1の考えかたに準じて算定させていただきますが、こちらも数字を入れた参考シミュレーション例がございましたらご教授お願い致します。	算定方法を示したものですのでシミュレーションはありません。
88	公共施設等運営権実施契約書(案)	国有財産無償貸与と転使用貸借について	73 78 79	別紙7第2条、p78(国有財産無償貸与契約書)別紙貸付条件、p79別紙8-1転使用貸借対象用地(国使用部分)			現空港事務所の駐車場は無償貸付にならないのでしょうか。現事務所の増築部は、一部であっても無償貸与にならないのでしょうか。	国が引き続き実施する事業・業務等(管制業務等)において空港事務所の増築部及び駐車場は必要となりますので、実施契約書(案)別紙8のとおり国との間で転使用貸借契約を締結していただくこととなります。なお、国との間で転使用貸借契約を締結していただくこととなる増築部及び駐車場については、第二次審査にて開示予定です。
89	公共施設等運営権実施契約書(案)	ビル施設事業者に関する規定		全般			運営権者がビル施設事業者の責任を負う(例：基本協定書(案)第7条第3項、第4項)のは、「すべてのビル施設事業者株式」を取得したとき以降に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約上、運営権者がビル施設事業者の責任を負う時点は特に限定していません。なお、運営権者による株式取得前に、本契約に基づくビル施設事業者の責任が実際に生じる場面は想定しておりません。
90	基本協定書(案)	実施契約の締結	7	第8条	4		「地域との共生に関する事業・業務」及び、「空港の利用促進に関する事業・業務」について提案書類に基づく要求水準を定めるものとする。とありますが、当該要求水準を満たせなかった場合についての何らかの罰則等が定められることとなりますでしょうか。そうであれば、何らかの免責事由等も合わせて定められるようご配慮いただけますでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、実施契約の解除事由、損害賠償の対象となり得ます。
91	基本協定書(案)	違約金	9	10	1	(1)	優先交渉権者構成員の責めにより実施契約の締結に至らなかった場合、優先交渉権者構成員が連帯して支払うとなっておりますが、連帯ではなく、帰責ある構成員が支払うとする変更して頂けませんでしょうか？不可の場合、連帯が条件とした理由をご教示お願いします。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。

No	資料名	タイトル	頁	項	質問	回答	
92	優先交渉権者選定基準	提案審査について	1	2	<p>募集要項等への質問及び回答（平成28年10月3日）</p> <p>役職員がビル施設事業者の社外取締役役に就任している企業も応募者となることのできる旨の回答がなされていますが、かかる企業が応募者となる場合、他の応募者との公平性及び公募手続の透明性に対する疑義が生じないよう適切な手当がなされなければ、他の応募者の意欲を削いでしまいかねないように思われます。</p> <p>具体的な手当として、まず、①当該役職員及びその所属部署と応募を検討する部署との情報ウォールの構築を求め、かつ、これを国において必ず確認頂くようお願いできればと存じます。</p> <p>また、②透明性の観点から、かかる企業が応募者となった場合は、当該応募者の名前、ビル施設事業者との関係及び情報ウォールの構築その他公平性・透明性確保のために採った措置を公表して頂くことが望ましいかと存じます。特に、派遣された役職員が、本件を検討する部署と同事業の役員を兼務しているような場合、情報ウォールを適切に構築することが難しいことも想定されるため、どういった適切な措置が取られたのか、他の応募者の関心が高いところかと考えております。</p> <p>さらに、③公平性の観点から、当該応募者の実績に関し、本空港のビル施設事業者に關与した実績は評価しないことを明確にして頂きたく存じます。</p>	<p>①役職員がビル施設事業者の役員を兼務している企業が本件公募手続に応募する場合には、本件公募手続において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当該役職員及びその所属部署と応募を検討する部署との間で情報ウォールを構築している旨</li> <li>●公平性・透明性を阻害する行為をしない旨</li> <li>●これらに違反した場合には当該企業の属するコンソーシアムが失格となることを理解している旨</li> </ul> <p>等を記載した誓約書を、提案書類提出時に、代表企業及び当該企業の連名で、国に対して提出して頂くこととします。</p> <p>②①の通りの措置を行います。名称を公表することが必ずしも公平性の観点から必要だとは考えておらず、企業名を伏せて審査することから、一部の企業名を公表することはむしろ公平性を阻害すると考えております。</p> <p>③ご理解のとおりです。</p>	
93	優先交渉権者選定基準	提案審査について	6	第4	2	<p>○ご回答に関する追加質問 「役職者がビル施設事業者の社内取締役役に就任している企業の取扱いについて」の質問についてのご回答の中の下記の記載内容につき、ご質問させていただきます。</p> <p>（平成28年10月3日回答 NO. 2について）</p> <p>【ご回答内容】 「提案書作成等を担う応募チームとビル施設事業者に派遣された役職員が所属する部署との間に情報ウォールを構築する等の適切な措置を講じていただくことが必要です。」と記載されています。</p> <p>【ご質問】 ①ご回答の中に記載されています、ウォールの構築とは具体的にはどのような措置を講じればよいのでしょうか。ご教示頂ければ幸いです。 ②また、代表取締役社長が空港ビルの社外取締役として就任している様な場合に何か特別な配慮が必要であれば合わせてご教示お願いいたします。</p>	<p>①役職員がビル施設事業者の役員を兼務している企業が本件公募手続に応募する場合には、本件公募手続において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当該役職員及びその所属部署と、応募検討部署との間で情報ウォールを構築している旨（なお、ウォールの内容は、例えば、当該役職員が本事業に関するの決裁権者にならないこと、当該役職員と応募検討部署との間の情報を遮断する手段を具体的に記載すること等、適切にご措置ください）</li> <li>●公平性・透明性を阻害する行為をしない旨</li> <li>●これらに違反した場合には当該企業の属するコンソーシアムが失格となることを理解している旨</li> </ul> <p>等を記載した誓約書を、提案書類提出時に、代表企業及び当該企業の連名で、国に対して提出して頂くこととします。</p> <p>②①の通りの措置を行います。</p>
94	優先交渉権者選定基準	第一次審査 提案審査	6	2		<p>「現地調査・・・の実施は認めない。」とありますが、現地において、一般に立ち入ることができる場所において管理者の許可が必要とならない範囲・態様において自ら又は専門家をして視察、調査等を行うことは許されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
95	優先交渉権者選定基準	第二次審査参加者の選定	6	5	3	<p>第二次審査参加者が三者に満たず、第二次審査を実施しないケースがあると理解しております。どのようなケースの場合に実施しないのかご教示下さい。</p>	<p>その時点の国の判断によります。</p>

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
96	優先交渉権者選定基準	審査のポイントについて	8	第4	4.0	表1 提案項目の「空港活性化方針」と「設備投資方針」の審査ポイントの違いについてお伺いします。どちらも収益性の向上に関する記載があり、両項目でどのように評価されるのかを教えてください。例えば、設備投資を行い空港を活性化することで収益性の向上を図る提案を行った場合、どちらの項目で、どのように評価されるのでしょうか。 「空港活性化方針」では収益性向上のインパクトが評価され、「設備投資方針」ではその実現性が評価されるという認識でしょうか。	「様式集及び記載要領」のP44様式10-B及びP78様式18-B2 -2を合わせてご確認ください。第一次審査書類では、空港活性化に資するソフト面の取組みについては空港活性化方針にて評価し、空港活性化に資するハード面への投資方針については設備投資方針にて評価することとなります。
97	優先交渉権者選定基準	配点の内訳について	8	第4	4	(2)表1 空港活性化方針の配点が10点と示されていますが、提案項目ごとに配点が決まっていたら開示をお願いいたします。	優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
98	優先交渉権者選定基準	第一次審査における提案項目実施体制	9	4		「適切なマネジメント」の意義・内容についてご教示下さい。また、これが期待できる「実績」というのはどのようなものかご教示下さい。13頁～14頁にも明確に対応する説明がないようすでご質問する次第です。例えば、本事業を実施するために必要な人員、ノウハウ等を確保していることを示すような実績を示すことを求めるものでしょうか。	本事業を実施するために必要な人員、ノウハウ等が審査のポイントとなります。
99	優先交渉権者選定基準	オプション延長について	10	第4	4.0	(2) 15年後以降の提案についてお伺いします。「オプション延長は運営権者の権利であり、その行使の有無によって選定における優劣を付けるべきではないことから、15年後以降の方針については、他の提案項目との整合性のみ評価する。」とありますが、15年後以降に行う施策や投資を提案した場合、提案内容は評価されないという理解でよろしいでしょうか。例えば15年後以降に大規模宿泊施設を開発するという提案を行った場合、開発行為自体は評価されないという理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
100	優先交渉権者選定基準	設備投資方針	11	第4	設備投資方針	(3) 「設備投資方針（3）空港の機能維持を目的とする設備投資とは、現に存在する施設の機能維持に係る投資（修繕費を含む）をいう。かかる投資については、要求水準を遵守する更新投資を行うことを必須条件とし、この水準を上回る水準で更新投資を行うなど安全性をより一層向上させる提案があった場合はこれを高く評価する。」とありますが、要求水準を遵守する更新投資とは、開示資料における更新投資試算結果を示しているとの認識でよろしいでしょうか。	開示資料における更新投資試算結果は、耐用年数等に基づき一定の前提をおいて計算した結果であり、要求水準として示しているものではなく、投資金額の目安として示すものです。 要求水準はあくまでも定性的な規定をしているものであり、要求水準を遵守する更新投資の実施に必要とする投資額は、各応募者が判断してください。その上で、要求水準を上回る水準で更新投資を行うなど安全性をより一層向上させる提案や、民間の創意工夫により、要求水準を遵守しながら投資金額を抑制し、又は、効果的な機能維持投資を実現させる提案があった場合は、これを高く評価するものです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
101	優先交渉権者選定基準	空港の利用促進に関する提案事業について	12	第4	4	表1	<p>【表1の審査のポイントに関する説明】において、「「空港の利用促進に関する提案事業」とは、国及び関係地方公共団体等（香川県・高松市・綾川町・高松空港振興期成会等）と連携して行う航空ネットワーク及び航空需要の拡大に向けた事業をいう。」と記載されていますが、ここでいう国及び関係地方公共団体等の「等」はどこまでの組織が含まれると考えて良いのでしょうか？ 例えば、民間企業、NPO法人、任意団体、地域住民との連携による事業は提案の対象となるのでしょうか？</p> <p>また、空港の利用促進に関する提案事業は、他者との連携が必須なのでしょうか？</p>	<p>本項目で個別に掲げている組織との連携を想定していますが、それ以外の組織との連携も提案することは可能です。 また、空港の利用促進を単独でもできるという提案であれば、他者との連携は必須ではありませんが、当該提案施策の実現可能性について評価を行いますのでご留意ください。</p>
102	優先交渉権者選定基準	同一の施策を複数の提案項目で提案することについて	12	第4	4	表1	<p>仮に、例えば、空港活性化方針「その他の空港用地外の事業者との連携方針」と提案事業方針「地域との共生に関する提案」の双方に効果があると考えられる施策等を提案するような場合、双方の様式に同じ内容の施策を記載しても、それぞれが評価されると理解してよろしいでしょうか？ それとも、いずれか一方のみが評価されることになりませんか？</p>	<p>同一の施策を複数の項目に記載すること自体は否定されませんが、各評価の観点に留意して、多様性に富んだ施策が提案されることが期待されます。</p>
103	様式集及び記載要領	編集方法について	13	第2	5	0	<p>「様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと。」、「提案内容に係る内容については、通し番号/当該様式の総ページ数を記入（例えば、様式10では、様式10-A～様式10-Iで一様式とした通し番号、総ページ数となり、添付資料は対象外となる。）すること」との記載があります。提案内容に係る内容については、各様式毎にページ番号を付す（例えば、様式10-Aの中でのページ番号（3項である場合、1/3））必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
104	優先交渉権者選定基準	事業継続方針について	13	4	事業継続方針	(1)	<p>事業継続において、資本金の額、コンソーシアム構成員による追加出資、サポート等は重要な要素です。出資予定者として、関係地方公共団体が定められていますが、提案においては、関係地方公共団体による出資予定分を除いて記載するように求められています。この場合、関係地方公共団体による出資、追加出資、サポート等を考慮せずに（民間企業の出資する資本金、追加出資等だけの前提で）、事業継続について記載するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
105	優先交渉権者選定基準	実施体制について	13	4	実施体制	(1)	<p>関係地方公共団体からの派遣取締役・職員は含めないで実施体制を検討するとの理解でよろしいでしょうか。仮に含めて検討する場合、その報酬等をどう設定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>関係地方公共団体からの派遣取締役・職員は含めないで実施体制をご検討ください。 なお、運営権対価算定上、人件費を考慮する必要があると判断される場合には、開示資料「関係地方公共団体からの公務員出向に関する参考情報」を参考にしてください。</p>



(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
106	優先交渉権者選定基準	出資形態について	13	4	(実施体制)	(2)	今回間接出資が認められておりますが、中間持株会社の運営権者SPCへの出資のための資金調達、すべて代表企業または構成員による普通株式による調達でなければならないという趣旨でしょうか。	優先交渉権者選定基準P13（実施体制）（2）に「無議決権株主による出資を予定している場合には、代表企業の出資割合又はコンソーシアム構成員の出資割合の合計が関係地方公共団体による出資予定分を除いても100%に満たないことがある」と記載のとおり、無議決権株式による調達も可能です。
107	優先交渉権者選定基準	出資形態について	13	4	(実施体制)	(2)	文中の「これらの支配する会社」の具体的な定義をご教示ください。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第1条に規定される特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定される子会社・親会社の関係をいいます。
108	優先交渉権者選定基準	出資形態について	13	4	(実施体制)	(2)	文中の「これらの支配する会社」についてですが、例えば、中間持株会社を合同会社（GK）として設立し、100万円を第三者の一般社団法人から拠出したうえで、残りの必要資金は外部投資家から匿名組合出資で集めたとします。（いわゆるGK-TKスキームによるファンド形態）この時、このGKと構成員のうちの1社が、「業務委託契約」により会社の意思決定のすべてを構成員に委任した場合は、このGK-TKスキームによるファンド形式による運営権者SPCへの出資についても、「これらの支配する会社」による出資、とみなされるのでしょうか。	「これらの支配する会社」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第1条に規定される特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定される子会社・親会社の関係をいいます。ご質問のスキームにおいては、「業務委託契約」によって当該GKの意思決定の全てをコンソーシアム構成員に委任していたとしても、コンソーシアム構成員がGKを支配する会社でない限り、「これらの支配する会社」による出資とはみなされません。応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることは応募者が疎明する必要があります。
109	優先交渉権者選定基準	応募企業・コンソーシアム構成員の業務実績について	14	4	実施体制	(3)	コンソーシアム構成員の業務実績は、コンソーシアム構成員と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者の業務実績が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
110	優先交渉権者選定基準	国からの派遣社員	14	5.-		(2)	国からの派遣職員について、公共施設等運営権実施契約書別紙6では、最大派遣人数として派遣人数の記載がありますが、提案において派遣人数の多寡は加点又は減点要素に影響あるのでしょうか。	当該評価項目において、希望する派遣人数の多寡は評価に影響しません。提案者が、本事業を実施するにあたり自らのコンソーシアムにおけるノウハウの過不足を的確に把握し、不足するノウハウを国からの派遣職員からどのように承継していくのかという、承継のための計画が評価対象になります。
111	優先交渉権者選定基準	運営権対価の算出方法に関する評価方法について	14	第4	表1	6	運営権対価の算定根拠に係る『審査のポイント』として、算出の考え方が明確であることとの記載がある一方、当該ポイントの説明には、『算出の考え方を確認することと定める』とも記載されている。ついては、運営権対価の額は評価対象であるが、その算定根拠（方法）は参考としての扱いであり、優劣を評価されるものではないとの認識で良いか。	ご理解のとおりです。



(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
112	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制) (3)	当該箇所記載の文章によりますと、構成員の実績については、あくまでその構成員自体が行った実績のみが評価の対象となるのでしょうか。	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
113	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制) (3)	構成員の実績については、親会社、株主持分権者の実績は認めないとありますが、構成員の子会社の実績は評価の対象となるのでしょうか。	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
114	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制) (3)	構成員の実績については、親会社、株主持分権者の実績は認めないとありますが、構成員の兄弟会社（例、親会社が持株会社で、他に100%子会社を持っている場合）の実績についても、実績としては認められないということでしょうか。	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
115	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制) (3)	構成員がGPとしてLPSを運用しており、そのLPSより合同会社に匿名組合出資を行い（社員は外部の一般社団法人）、その資金を使って、実績対象となる企業／事業を買収したとします。その後の役職員派遣を含む、経営、管理運営は構成員の兄弟会社が業務委託契約に基づき行っている場合、この実績は評価対象として認められるのでしょうか。	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
116	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制) (3)	構成員の実績については、構成員が「業務委託契約」を実績対象となる企業／事業と締結し、役職員を派遣し、経営を直接行っている、または大きく関与している場合については実績評価の対象となるのでしょうか。	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
117	優先交渉権者選定基準	実施体制	14	4	(3)	ただし書きにて、コンソーシアム構成員の親会社又は株主等持分権者の実績は評価対象外とのことですが、コンソーシアム構成員の子会社、関連会社の実績は評価対象となるのでしょうか？	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
118	優先交渉権者選定基準	第一次審査における金融機関からの関心表明書の提出	14	4	6	第一次審査書類の提出にあたり、資金調達の確実性を示すものとして金融機関からの関心表明書（または融資確約書）等の提出は求められますでしょうか。	第一次審査書類の提出にあたっては不要です。	
119	優先交渉権者選定基準	運営権対価の採点方式	15	4	6	運営権対価の項目の得点はすべて「配点×（提案価格/提案中の最高価格）」で決定されるのでしょうか。審査項目の中には「算定根拠」も含まれますが、これは著しく不当な算定根拠であった場合減点するといった形で運用されるものなのでしょうか。	本項目では、運営権対価の予定額が評価の対象であり、算定手法についての優劣を評価するものではありません。	
120	優先交渉権者選定基準	運営権対価	15	第4	6	1	オプション延長の有無によって、運営期間に対する運営権対価の相対的な価値が変わってしまうと思いますが、オプション延長の有無が、審査に影響することはないのでしょうか。（15年間の運営期間とすることを前提に運営権対価の多寡および合理性で判断し審査するということであれば問題ないと考えております。）	運営権対価の金額は、オプション延長行使の有無に関わらず、優先交渉権者選定基準に基づき評価します。 なお、オプション延長の有無については、全体事業方針において応募者の想定する運営期間全体にわたっての方針を記載するものと計画を記載することとしており、他の提案項目との整合性の観点から評価を行います。
121	優先交渉権者選定基準	運営権対価	15	第4	6	3	運営権対価の審査について、提示されている計算式で得点を算出すると、合理的な説明が難しい程の著しく高額な運営権対価の提案があった場合に、その他の提案者の得点が相対的に低くなってしまふと思料します。そうなると、当初の配点計画に対して運営権対価の項目の採点比重が軽くなってしまい、適正な審査の阻害要因となると危惧しております。そのため、そのような問題が生じないよう何らかの対応をしていただけますでしょうか。（運営権対価の算出根拠が合理的に説明し得ない場合にはそれらを0点として除き、提示されている計算式で算出する方法が考えられると思料します。）	本項目では、運営権対価の予定額が評価の対象であり、算定手法についての優劣を評価するものではありません。
122	優先交渉権者選定基準	配点の内訳について	18	第5	4	(2)表2	空港活性化に関する計画のB1-1～4の配点の内訳が決まっていたら開示をお願いいたします。	優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
123	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目	18	第5	3	2	【表2】におきまして、配点が大項目ごと（例えば、B1全体で44点）となっておりますが、これらについては、より詳細な配点がありますでしょうか。あればご教示ください。もしなければ、当該項目に含まれる内容を総合的判断し採点するという認識でよろしいでしょうか。	配点については、優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
124	優先交渉権者選定基準	空港活性化方針と提案事業方針の区別	18,21	第5	表2	B1 E	第2次審査における【B1-4】【E】の各提案項目の区別が難しく、いずれも同様の提案となってしまうように思われますが、各提案項目の背景をご教示ください。	各提案項目における主な実施主体は、以下を想定して作られています。 ●【B1-4】は、主に「運営権者自身が」実施するものとして。 ●【E】は、主に「運営権者が関係地方公共団体等とともに」実施するものとして。 このような背景に留意の上、ご提案ください。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
125	優先交渉権者選定基準	配点の内訳について	19	第5	4	(2)表 2	空港活性化に関する計画のB2-1～3の配点の内訳が決まっていたら開示をお願いいたします。	優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
126	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目 事業実施体制	22			F2	第一次審査における「実施体制」と異なり、第二次審査における「業務実施体制」ではコンソーシアム構成員の業務実績を示す必要はないとの理解でよいでしょうか。	応募企業・コンソーシアム構成員の業務実績の記載は必須ではありませんが、業務実施体制が本事業の推進に資するものであることを示すために必要であれば、記載を妨げるものではありません。
127	優先交渉権者選定基準	表2の審査のポイントに関する説明 全体的留意事項	23			(1) (2)	複数シナリオや条件付提案に関する留意事項は、一次審査についても適用があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	優先交渉権者選定基準	シナリオ	23	5		表2	提案審査書類の作成にあたり複数のシナリオを想定する場合は、採用する一のシナリオを特定・明示して記載するとありますが、シナリオの前提条件について明示すべき事項がございましたらについてご教示ください。(例えば、航空需要予測等になりますでしょうか)	審査にあたってシナリオが理解できるような前提条件を記載することも含めて提案内容の一部を構成するものであるため、適切にご判断の上、記載してください。
129	優先交渉権者選定基準	一次審査と二次審査の整合性	23	5		3	第一次審査で掲げた施策を第二次審査で変更する場合、第二次審査の提案書においてその変更点について説明する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	優先交渉権者選定基準	職員の取扱いに関する提案	23	第5		G1	「国からの派遣を要望する職員の職種、人数及び派遣期間並びに技能承継のための具体的施策」を提案することとされていますが、技能承継にあたっては、国からの派遣を要望する職員の人数に対して、同数の民間従業員を確保する必要がありますでしょうか。	実際の引き継ぎ時に詳細は協議されることになると考えていますが、現時点において、国からの派遣を要望する職員の人数に対して、同数の民間従業員を確保することを求めることは想定しておりません。
131	優先交渉権者選定基準	表2の審査のポイントに関する説明 全体事業方針	24	A		A1 (3)	オプション延長を想定している場合で、オプション延長後の事業期間の終了日の将来イメージ・基本コンセプトを記載する場合でも、依然として15年後のそれらも提案する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
132	優先交渉権者選定基準	得点案の計算方法について	26	第5	3	(2)	優先交渉権者選定基準には「地域の魅力向上に関する提案」につきまして、「旅客数・貨物量の目標値に寄与する提案であって、地域活性化の好循環を生み出す施策（まちづくり、雇用創出策、観光需要創出策、高松空港の四国のゲートウェイとしての魅力向上等が考えられる。）等についての提案をいう」と記載がございますが、募集要項には「運営権者又は運営権者子会社等は、国の承認のない限り、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない」と記載がございますため、例えば運営権者又は運営権者子会社等が行うホテルなどの宿泊施設やアウトレットなどの商業施設などのハード整備や不動産投資などは提案すべき施策に当たらないという理解で合っておりますでしょうか。	空港用地内の宿泊施設や商業施設のハード整備や不動産投資等を提案することは可能です。空港用地外についても、実施にあたっては国の承認が必要となりますが、提案することを妨げるものではありません。
133	優先交渉権者選定基準	空港アクセス事業者との連携方法について	27	第5	表2	【審査のポイントに関する説明】B2-3(1)	『既存の空港アクセス事業者であるバス、タクシー業者との連携は空港活性化に有益である』との記載があるが、アクセス改善施策が同一であった場合において、連携先が既存事業者か新規事業者によって評価が異なるとの理解で良いか。新たな事業者が参入することも空港活性化に資すると思料されるが、新規事業者の誘致も高く評価されるか。質問の背景としては、高松空港における既存のアクセスバス業者は1社であり、当該社が入札に参加した場合は既存業者の連携先は1グループに限定される可能性が高い状況であるため。	【審査のポイントに関する説明】B2-3(1)における、「既存の空港アクセス事業者であるバス、タクシー業者との連携は空港活性化に有益である」との記載の前に、「たとえば」と記載しているとおり、ご質問の内容はあくまで例示に過ぎません。したがって、本項目においては、連携先が既存事業者か新規事業者かに関わらず、提案内容の効果と実現可能性をもって評価を行います。
134	優先交渉権者選定基準	表2の審査のポイントに関する説明 事業実施体制	36	F	F2	(2)	「適切な関係構築することができる出資構成」とはどのようなことを意味しているのでしょうか。あるいは、逆に、適切な関係構築ができない出資構成として想定されているものがあればご教示下さい。	特段に想定している出資構成はありません。本事業の推進に資する出資構成であることを提案者が説明することが求められます。
135	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目	38	第5	3	2	【表2】にの【H1】におきまして、(3)の「配点×(提案価格/提案者中の最高価格)」によって40点を満点とする相対評価を行ったのちに、(4)(5)に記載の内容をもとに減点していくという方式をとるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	様式集及び記載要領	提案審査書類について	43～58				各様式について、通し番号、様式名、登録受付番号等を記載し、P12記載の書式等の条件を遵守すれば、枠線の位置変更、消去等を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	様式集及び記載要領	様式10-G-3について	52～55				業務実績①から④について、応募企業・コンソーシアム構成員にその実績がない部分については、本様式に実績なしと記載するのか（例えば、④の実績がない場合でも、①から④（該当業務実績なし）が提案書類となります。）、又はその部分を除いて提出すればよいのか（例えば、④の実績がない場合は、①から③が提案書類となります。）、ご教示下さい。	実績がない場合、記載は不要です。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
138	様式集及び記載要領	実績を証する書類	7	(2)	②	c	実績を証する書類とは具体的に何でしょうか。募集要項3.-(1)-Cの要件毎にご教示ください。	会社案内、パンフレットなど実績を証するものを提出ください。
139	様式集及び記載要領	企業名の記載	12	第2.2			文章中にある「応募アドバイザー」の定義をご教示ください	応募アドバイザーとは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者をいいます。
140	様式集及び記載要領	企業名の記載	12	2			「企業名を類推できる記載」も行わないものとされているが、当該企業の特異性などから、一般に当該企業の実績から容易に当該企業が特定できるような場合、当該実績の記載は制限されず、企業名を伏せれば足りるでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	様式集及び記載要領	添付資料	13	第2	5		添付資料としてLOIが認められていますが、その他の提案書根拠資料の添付は認められますでしょうか。また、添付が認められる場合、枚数制限はありますでしょうか。	様式18-H1におけるLOI等の資金調達の確実性を示す添付書類の他には、様式10-G-3において、業務実績を有することを確認するための資料の添付が認められております。その他の書類を添付することは認められません。
142	様式集及び記載要領	協力会社	35	6	②		協力会社等がある場合も応募アドバイザーとして記載してくださいとありますが、様式18-F2に記載している企業は全て記載するという理解でよろしいでしょうか？	当該記載は、「協力会社等がある場合」ではなく、「応募アドバイザーの協力会社等がある場合」です。
143	様式集及び記載要領	応募アドバイザー	35	6	②		応募アドバイザーを記載することとなっていますが、応募アドバイザーの定義をお願いします。	応募アドバイザーとは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者をいいます。
144	様式集及び記載要領	事業実績	52	G	10	3	記載する実績はコンソーシアム構成員によるものに限られ、コンソーシアム構成員の子会社・関連会社、応募アドバイザー、協力会社による実績は含まれないと理解してよろしいでしょうか？	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
145	様式集及び記載要領	事業実績	52	G	10	3	念のための確認ですが、A3を使用した場合でも、①～④の項目ごとに2頁が上限となるとの理解でよろしいでしょうか？	A3指定の様式及びA3可としている様式以外は、全てA4で提出してください。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年10月28日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
146	様式集及び記載要領	事業実績	52	G	10	3	出資は実績として記載できるでしょうか？可能な場合、実績として記載できる出資比率の条件等がありますでしょうか？	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
147	様式集及び記載要領	事業実績	55	G	10	3	①から④の項目ごとに2頁（最大5件）を上限（添付資料は含まない。）とするとありますが、計8頁になります。念のため、確認をお願いします。	①から④の項目ごと2頁が上限ですので計8頁が上限となるのはご理解のとおりです。
148	様式集及び記載要領	事業実績	55	G	10	3	念のための確認ですが、公共施設等運営事業はいわゆる“コンセッション方式”により実施されている事業に限定されるとの理解でよろしいでしょうか？	PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営事業をいいます。
149	様式集及び記載要領	事業実績	55	G	10	3	公共施設等運営事業の実績は代表企業に限られるとの理解でよろしいでしょうか？	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。 なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。